

指 名 停 止 措 置 の 概 要

- 1 指名停止措置業者 : 都築電気株式会社
法人番号 : 9010401054908
業者の住所 : 東京都港区新橋6丁目19番15号
- 2 指名停止措置期間 : 令和7年4月1日～令和7年6月30日（3か月間）
(ただし、契約申込心得第2条の2に基づき当機構の資格を有する期間に限る。)
- 3 指名停止措置の範囲 : 近畿地区

4 事実概要

都築電気株式会社は、令和7年3月5日開札の当機構北陸新幹線建設局発注の「令和7年度電話交換設備保守点検業務委託」の一般競争入札において、落札予定者の決定後に入札価格の錯誤を理由とした当該決定の取り消しの申し出が提出され、当該契約が不成立になったものである。

5 指名停止措置理由

都築電気株式会社が、落札予定者の決定後に当該決定の取り消しを申し出たことにより入札手続きの大幅な遅延を招いたことは、著しく信頼を損なう行為であり、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（平成15年10月機構規程第83号）第10条の規定により準用する別表第2第15項（下記参照）に該当する。

別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

停 止 事 由	停 止 期 間
1～14 省略	省略
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から発生地区又は全地区を対象として1か月以上9か月以内
16 以降 省略	省略

<問い合わせ先>

鉄道・運輸機構 経理資金部 会計課 TEL 045-222-9049（直通）